

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 20 日

横浜市内
高齢者施設・訪問看護事業所
運営団体 様
運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局高齢施設課長

横浜市新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援援助成事業について

日頃から本市福祉行政及び新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止について、ご理解とご協力を賜り心から御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、全国的に感染者数が増加傾向にあり、横浜市においても 114 名（令和 2 年 11 月 18 日）と過去最多の感染者が確認され、介護施設・事業所（以下「施設等」と言う）でも多くの感染者が発生している状況にあります。また、一部の施設等においてはクラスターが発生しています。

ひとたび施設等で陽性者が発生しますと、職員が濃厚接触者に指定される等により、施設等の運営が立ち行かなくなる可能性があります。

そこで、横浜市では「横浜市新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援援助成事業」を実施することとしました。

本事業は、「横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金」と併せて、陽性者が発生した高齢者施設等を支援するものです。

関係施設等におかれましては、運営が継続的に人的支援が必要となった高齢者施設等に対して、応援施設から職員を派遣した場合、助成金を支払います。

各高齢者施設運営団体様におかれましては、本事業の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年11月20日

関係各位 様

公益社団法人
横浜市福祉事業経営者会
会 長 小 倉 徹

新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援助成事業について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の業務にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会では、横浜市より「横浜市新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援助成事業補助金」の補助事業者として、横浜市の指示の元、市内で新型コロナウイルス感染症や災害時に職員応援を行った施設に対し、応援に係る経費を支弁させていただく事になりました。

つきましては、応援が必要になった施設からの市の要請により職員派遣を行った応援施設は、当会に必要書類を提出ください。

また、横浜市より応援依頼があった場合は相互応援の趣旨をご理解の上、職員の派遣に御協力をお願いします。

特に業務内容が同じ施設への応援が一番スムーズに行えますので、業務継続の観点から各団体様におかれましては平素から相互応援が出来る関係づくりに御尽力をお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症の応援派遣を行った施設は派遣した職員が当会を通じて新型コロナウイルス感染症を対象にした保険に加入することができます。

保険料につきましては横浜市の継続支援補助により全額を充当出来ますので、応援派遣に従事する職員の為にも相互応援助成とセットで申込して下さるようお願い致します。

新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援 助成事業についてのご案内

市内の特別養護老人ホーム等での感染症発症による施設職員の自宅待機や自然災害等の発生時における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設に対して協力金を支給します。

【対象施設】

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所 等

【助成額】

- ・介護職 1.2 万円（上限 14 日間）
- ・看護職 2 万円（上限 14 日間）

【お問合せ】

- ・制度全般窓口：横浜市健康福祉局高齢施設課 671 - 3923
- ・助成金申請窓口：横浜市福祉事業経営者会 840 - 5815

